

## 別記様式

### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府】

#### 【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号159)

人身取引被害者は、日本語による情報取得が極めて困難であることから、印刷物やウェブサイトによる情報提供を常に多言語で行うとともに、外国籍被害者等を対象とする多言語無料電話相談（ホットライン）を開設してほしい。

#### 【検討結果】

人身取引対策については、関係省庁において「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護のための各種施策を推進する。

#### 【参考：関連する現行施策】

#### 【備考】

「人身取引対策行動計画2009」には、以下の施策が盛り込まれている。

##### 3 人身取引被害者の保護

###### (1) 被害者の認知

###### ① 潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知

チラシ、リーフレット等を作成し、人身取引被害者の目に触れやすい場所で配布し、また、法務省のホームページ英語版に、人身取引に関する情報を掲載するなど、被害を受けていることを自覚していない又は被害を訴えることができずにいる潜在的な被害者への被害者保護施策の周知に努める。また、婦人相談が国籍を問わず、各般の問題を抱えた女性の相談。保護に応ずる機関であることについて、潜在的な被害者が認識できるよう配慮しつつ、各都道府県における広報・周知を促進する。

###### ② 各種窓口における対応

(略) あわせて、被害者の被害申告を容易にするための多言語ホットラインの運用又は運用の支援について検討する。

## 別記様式

### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【内閣府男女共同参画局】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 160 )

#### 【調査研究の推進】

そもそも性暴力被害者は、なかなか声を上げられないためその実態がよく知られていない。基本計画で挙げられている各省庁での調査研究の確実な実施及び内閣府が行っている男女間の暴力に関する調査を継続・より充実させてほしい。

#### 【検討結果】

内閣府において、被害の申告がなされずに潜在化している性犯罪被害の実態について調査を実施し、性犯罪被害者の置かれた状況について国民の理解の促進に努めるとともに、毎年11月に実施している「女性に対する暴力をなくす運動」において、性犯罪を含む女性に対する暴力を根絶するため、国、地方公共団体、女性団体その他の関係団体等と連携・協力し、広報・啓発活動を推進する。

#### 【参考：関連する現行施策】

V第4 2 (4) 配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施

「内閣府において、平成11年度以降実施している女性に対する暴力による被害の実態把握に関する調査の中で、平成17年度に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）における配偶者に該当しない交際相手等からの暴力についても、調査を実施する。」

※該当箇所は下線部分

#### 【備考】

##### 女性に対する暴力に関する個別課題調査

女性に対する暴力の被害実態等の把握を目的として、「男女間における暴力に関する調査」を、3年に1回を目途に実施。

##### 女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月に2週間にわたり、国、地方公共団体、女性団体等の連携・協力の下、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を展開。

## 別記様式

### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【 内閣府 】

#### 【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号163)

被害者等が被害者参加制度を利用するにあたり、裁判所、検察庁、弁護士それぞれの業務外の細かな支援が必要である。制度がスムーズに利用されるために、また、被害者等が戸惑わないために、民間支援団体がきめ細かな支援を行い各機関をつなぐ役割をしていることを理解して欲しい。民間支援団体の活動を広く理解してもらうべく、支援センターの活動の周知を促進して欲しい。

#### 【検討結果】

(現行の施策を引き続き推進する。)

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

#### 【参考：関連する現行施策】

##### 第4 支援等のための体制整備への取組

###### 3 民間の団体に対する援助

###### (4) 民間の団体等に関する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府広報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。(再掲：第5、1(11)ア)

#### 【備考】

## 別記様式

### 犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【警察庁】

#### 【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号163)

被害者等が被害者参加制度を利用するにあたり、裁判所、検察庁、弁護士それぞれの業務外の細かな支援が必要である。制度がスムーズに利用されるために、また、被害者等が戸惑わないために、民間支援団体がきめ細かな支援を行い各機関をつなぐ役割をしていることを理解してほしい。民間支援団体の活動を広く理解してもらうべく、支援センターの活動の周知を促進してほしい。

#### 【検討結果】

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府公報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

#### 【参考：関連する現行施策】

##### 第4 支援等のための体制整備への取組

###### 3 民間の団体に対する援助

###### (4) 民間の団体等に対する広報等

内閣府及び警察庁において、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、政府公報等とも連携し、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義・活動等について広報する。

#### 【備考】

## 別記様式

犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望に対する検討結果

省庁名【文部科学省】

【犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体からの要望】(要望番号 164)

### 【性暴力予防教育の展開】

性虐待を受けている子供が、自分に起きていることが犯罪であることがわかるように、幼児期から義務教育の期間に、繰り返し性暴力予防のための教育が展開されることが必要。

### 【検討結果】

以下の理由から、当該団体の要望の反映は難しいと考える。

#### (理由)

学校における性に関する指導は、学習指導要領に則り、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導している。具体的には、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視した教育を行っている。

性に関する問題は複雑化しており、共通する基本的な考えを集団指導で教え、個々の子どもの健康課題に応じて個別指導すべきものと考える。また、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

幼稚園から中学校までの学習指導要領等においては、「性虐待」・「性暴力」といった犯罪について触れられておらず、前提となる「児童虐待」については高等学校学習指導要領解説、「性的接触」については中学校学習指導要領解説においてようやく教えられる。各教科等での集団指導において、「性虐待」・「性暴力」といった事項を、発達段階を踏まえずに、幼児・児童・生徒に対して一律に教育することは、学校全体での共通理解や保護者の理解を得られることは大変難しいものと考えられる。

なお、学校においては、学級担任、生徒指導担当職員、養護教諭、スクールカウンセラー等が警察や児童相談所等の関係機関と連携して、生徒指導・健康相談等の個別指導で対応を行っている。

### 【参考：関連する現行施策】

### 【備考】

※要望ごとに作成してください。